

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量及び三級基準点測量）

三 作業地域

吉川市内全域

四 作業期間

平成二十八年一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで